

平成 24 年 第 1 回定例会での一般質問と答弁

○ 17 番（大久保もりひさ君） 通告の順に従いまして一般質問をいたします。

項目番号 1、公会計制度改革による財政の見える化について伺います。東京都は、都議会公明党が提唱し、都知事が決断されて、全国に先駆けて平成 18 年度に導入した複式簿記・発生主義の新公会計制度により、平成 23 年度予算において約 230 億円もの財源を捻出したと伺いました。また、この新公会計制度は、アカウントビリティー——説明責任の充実やマネジメントの活用などへの効果が期待されています。私が平成 16 年第 1 回定例会の一般質問で公会計制度改革の必要性を訴えましたところ、研究していきたいとの御答弁でございました。しかし、平成 23 年度の施政方針演説におきまして、本市が将来にわたっての持続可能な財務体質を構築するために、現在の単式簿記・現金主義から複式簿記・発生主義の企業会計の考え方を取り入れる公会計制度の改革を高橋市長が所信表明されました。その英断を高く評価するものであります。

(1)、自治体の単式簿記・現金主義会計制度の課題について伺います。

○ 企画部長（福島英朗君） 現金の流れを説明することに主眼を置く単式簿記・現金主義会計は、予算執行状況を明確に表示できること、また簡潔でわかりやすいといった長所がございます。その反面、社会資本整備に投資された蓄積とそのために抱えている負債といったストック情報が得られないこと、また減価償却費や退職手当引当金など、現金の移動を伴わない費用の概念がないため、行政サービスに要したコスト情報が把握できないことなどが課題であると認識しております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 長所と課題についての認識を伺いました。

(2)、本市が導入されている総務省方式改訂モデルの財務諸表について、項目順に 4 点伺います。

①、作成経過を伺います。

○ 企画部長（福島英朗君） 稲城市では、平成 11 年度分からバランスシートを、平成 12 年度分から行政コスト計算書を作成・公表しており、比較的早い時期から取り組んでまいりました。その後、総務省から平成 18 年 5 月に新地方公会計制度研究会報告書、平成 19 年 10 月に新地方公会計制度実務研究会報告書が出されました。この中で、総務省方式改訂モデルと基準モデルが示されました。当時、多くの団体が当面基準モデルを採用しないこと、総務省方式改訂モデルは、新たに固定資産台帳を整備することなく、既存の決算統計情報が活用でき、貸借対照表の整備が比較的容易であることや、既存の財務会計システムの大幅な変更が伴わないことなどを勘案し、当面は総務省方式改訂モデルで実施することといたしました。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 本市における導入の経過を伺いました。よくわかりまし

た。

②、位置づけを伺います。

○ 企画部長（福島英朗君） 先ほど御説明しました総務省の報告書では、財務書類の体系化に当たっては、発生主義を活用した基準設定とともに、複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表・行政コスト計算書・資金収支計算書・純資産変動計算書の4票の整備を標準形とすることが規定されております。これらの財務書類は、法令等により作成が義務づけられているものではございませんが、現行の地方自治法に基づく現金主義による決算書類等の情報を補完する位置づけでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 決算書類等を補完する位置づけであるとの御答弁でございました。

③、市民への公表について伺います。

○ 企画部長（福島英朗君） 稲城市の普通会計及び連結分としての市の特別会計等と市が加入するすべての一部事務組合・広域連合等を連結したものに解説をつけたものを作成して、稲城市財政白書に掲載し、市議会総務委員会に御報告するとともに、ホームページでも公表しております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 市民の方々に対しましては、市議会の総務委員会への報告内容を含めて、市のホームページで公表されているとの御答弁でございました。

④、活用について伺います。

○ 企画部長（福島英朗君） 財務書類の貸借対照表では、地方公共団体の資産や負債がどれくらいあるかを示しており、これを分析することで、有形固定資産の老朽化の度合いや将来世代による社会資本整備の負担の状況などを客観的な数値で知ることができます。また、行政コスト計算書では、地方公共団体の行政サービスに伴うコストと、サービス利用者が直接負担する使用料等々の収入を把握することができ、経常的な活動に伴うコストとそれに対する直接的な受益者負担の状況を数値で知ることができます。これらは、市の普通会計だけでなく、特別会計や一部事務組合・公社・第三セクターを含めた地方公共団体全体の状況を把握することができるため、長期的な負債管理の状況を把握する資料として利用しております。このほか、他の団体と比較検討することで、資産や負債の管理に活用することができます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 貸借対照表と行政コスト計算書の活用についての御答弁をいただきました。

今までの質疑で、現在の状況がすべて明らかになりましたので、次の(3)に移らせていただきます。複式簿記・発生主義の企業会計の考え方を取り入れる公会計制度の改革による、

期待される効果と課題について伺います。

○ 企画部長（福島英朗君） 複式簿記・発生主義の公会計に移行することによる直接的な効果としましては、固定資産台帳を整備することにより、建物や道路などのストック情報を網羅的に、かつ公正価値で把握することができます。さらに、個々の取引情報を複式記帳することにより、正確な行政コストが把握できるだけでなく、継続的にストック情報を更新することが可能となります。間接的な効果としましては、事業や施設単位によるコスト情報を細分化して把握することができるようになるため、これを分析することで、より詳細な行政サービスの経済性や効率性を検討することが可能となります。

一方、課題としましては、当初に固定資産台帳を整備するため、すべての資産の把握と評価を行うための作業が発生すること、個々の取引を仕分けするためのパターンを整備するなどの作業が必要となることです。また、現在の財務会計システムは複式簿記・発生主義会計に対応しておりませんので、これに新たなシステムを付加する経費が必要となります。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今、期待される効果と課題につきまして何点か御答弁いただきましたけれども、その効果の中で、市民の皆様にとってわかりやすく情報を伝えるという視点からの御答弁がございませんでしたので、再度伺うものであります。

○ 企画部長（福島英朗君） 市民の皆様にお伝えする情報としましては、例えば、将来世代に残る資産はどれくらいあるのかといった資産形成度や、将来世代と現世代との負担の分担は適切かといった世代間公平性、財政に持続可能性があるのか、あるいはどれくらい借金があるのかといった健全性、行政サービスは効率的に提供されているのかといった効率性、そのほかにも弾力性や自立性といった視点から分析した結果をお知らせする必要があると認識しております。これまでも総務省改訂モデルによる財務書類の公表の際には、資産の老朽化比率、社会資本形成の世代間負担比率、基礎的財政収支、プライマリーバランス、性質別の行政コストなどによって解説を行ってまいりました。今後は、新公会計制度による基準モデルを導入し、より精度の高い情報の提供が可能になると考えております。また、先進自治体の公表方法を研究しまして、よりわかりやすい形でお伝えするよう努めてまいります。

○ 17 番（大久保もりひさ君） よく議会で議論する中で、本市の基金の額が多過ぎるのではないかと議論もあつたりするのですけれども、今後発生主義の新しい公会計制度に切りかえていきますと、基金の額の妥当性のようなものも見えてくると思うのです。そういうものが見えてきて、負債の額が妥当かとか、そのようなことが全部明らかになってくると思いますので、そういう意味では議会での議論も変わってくるかと考えております。とにかく、市民の皆様への情報の提供がわかりやすくなること、そして先進自治体と遜色のない公表方法で発表されるといったことを期待いたしております。

(4)、平成 18 年度から複式簿記・発生主義の公会計制度を取り入れた東京都や他の自治体との連携について、市の見解を伺います。

○ 企画部長（福島英朗君） 市では、平成 19・20 年度に東京都市公会計制度研究会に参加し、新たな公会計制度への具体的な対応方法の検討や実務マニュアルの作成等を 26 市と共同で実施してきております。また、今年度には、都が主催する東京都公会計制度研究会に発足当初から参加し、先進自治体の事例や資産評価の統一基準の研究、会を構成する 15 市 11 区 4 町村相互の情報交換等を行っております。今後も、こうした活動を通じ、評価基準の統一などを図ることができるよう連携に努めてまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 私も、まずは都内の自治体から評価基準の統一が図られることが必要であると思います。今後またさまざまに連携されるということですので、現在も連携されておりますし、今後も連携されていく中で、そういう効果が出てくることを期待いたしております。

(5)、市職員への研修・講習などの支援について伺います。

○ 企画部長（福島英朗君） 複式簿記・発生主義による新公会計システムは、現在の財務会計システムに新たなシステムを付加することを考えております。このシステムでは、個々の伝票入力時に仕分けをせず、期末などに一括して仕分けを行うことを想定しておりますので、個々の伝票入力作業はこれまでどおりとなります。しかし、同一の科目であっても、入力内容により仕分けが異なってくる場合も想定されることから、入力操作の講習が必要になるものと考えております。また、こうした作業を円滑に行うためには、新たな複式簿記・発生主義の公会計制度の理解が必要であるため、職員の意識改革のための研修も実施してまいります。今後は、新公会計システムを活用した財務分析のための講習等も検討してまいります。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 入力操作、また職員の方の意識改革、そして財務分析などの研修や講習を実施または検討されるとの御答弁でございましたが、平成 24 年度から実施する研修や講習があると理解してよろしいのでしょうか。

○ 企画部長（福島英朗君） 研修や講習の実施時期につきましては、スケジュールなどを考慮しながら行ってまいりたいと考えておりますけれども、新公会計制度の理解のための職員研修など、新システムの稼働前に必要な研修等につきましては、平成 24 年度中に委託業務の中で実施してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） よくわかりました。

公会計制度改革には職員の皆様の意識改革と理解が必要であると考えます。効果的な研修や講習によりまして、複式簿記・発生主義の新公会計制度の重要性やシステムの理解などが深まることを期待しております。

(6)、公会計制度の改革により生み出される新たな情報を政策形成に反映させるためには、

発生主義の考え方による予算編成が必要であると考えます。市の見解を伺います。

○ 企画部長（福島英朗君） 公会計制度の改革により、発生主義に基づき新たに得られた情報を政策形成や予算編成に生かすことは、重要なことと認識しております。これらの情報は、例えば将来世代が負担する資産の更新費用、負債償還の世代間の公平性を保つための基金の計画的な積み立てや地方債の計画的な償還、また事業や施設ごとの受益者負担の適正化・見直しなどが考えられます。さらに、今後も、先ほど御説明しました研究会での先進自治体の事例や他自治体との情報交換などを通じて得られた情報を積極的に予算編成等に活用してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 私は企業で 22 年間勤めまして、退職する前は一応営業部長もさせていただいておりましたので、営業部の予算を組んでいたのです。当然、複式簿記・発生主義の考え方で普通に組んでいたのですが、議員になりまして、行政の予算編成の仕方を見ていくと、何を根拠にこの予算が立てられるのだろうかというのはすごく違和感がありました。企業の場合は利益を上げるためにいろいろやるので、根本的にはそこが違うのですが、いずれにせよ単式簿記ということに対しては、家計簿ではあるまいしといった認識で、すごく違和感があったのです。やっと複式簿記・発生主義の考え方で長期にわたって考えていくことによって予算編成もきちんとなされていくことで、税金もより正しく使われてくるようになりますし、いろいろ今まで見えなかったものもよく見えてくるようになると思いますので、そういうことが予算編成にどのように生かされていくのか、今後実際に新公会計制度が導入されてからどのように変わっていくのかということをしっかり注視させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(7)、公会計制度改革の今後のあり方について、市長の見解を伺います。

○ 市長（高橋勝浩君） 稲城市における公会計制度改革の取り組みは、これまでも、早期からの財務書類の公表、またこのたびの基準モデルへの移行と、複式簿記・発生主義の導入と、他市に先駆けて実施してきているものでございます。こうした取り組みは、財務情報の説明責任を果たすとともに、限られた行政資源を効率的・効果的に活用し、持続可能な財務体質を構築するためのものであり、今後も前進していかなければなりません。現在の公会計制度改革は、平成 18 年度に開始されましたが、基準の統一が図られておらず、いまだ道半ばの感がございます。しかしながら、今後の自治体経営においては、健全財政を維持していくためにも、この公会計制度改革により得られるさまざまな情報を分析し、予算編成や政策形成に有効に活用していくことが重要であると認識しております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 公会計制度改革により、持続可能な財務体質の構築に取り組まれる高橋市長の御決意を伺いました。また、今の御答弁の中で、現在の公会計制度改革における基準が統一されていないことが課題であるとの認識、御指摘がございました。私も確かにそのとおりであると思います。住民や行政関係者などが活用しやすい新公会計制度

にするためには、統一した公会計基準の作成は必要不可欠な環境整備であると考えております。

さて、いよいよ平成 24 年度には複式簿記・発生主義の新公会計制度の導入に向けての第一歩を踏み出すわけでございますが、職員の皆様だけでなく、私たち議員も、新公会計制度について学び、理解を深めて、意識も変えていかなければならないと思っております。そして、市民の皆様から、稲城市の財政状況がよく見えるようになったと評価していただける公会計制度への改革をともに推進していきたいと思っております。と申しましても、公会計制度の改革には何よりも高橋市長の強力なリーダーシップが不可欠であると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に進みます。項目番号 2、災害時帰宅困難者対策の見直しについて伺います。東日本大震災から間もなく 1 年を迎えようとしておりますが、復興への取り組みはまだ始まったばかりの状況です。一日も早い復興を願っています。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 災害発生時における帰宅困難者の一時待機施設の拡充につきましては、昨年 3 月の東日本大震災時には、273 名の帰宅困難者が発生しましたことから、4 カ所の避難所等に収容し対応いたしました。今後は、東京都帰宅困難者対策条例に定めるとおり、大規模災害の発生時に当該施設内での待機や、一斉帰宅の抑制に向けての指導に努めてまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 東日本大震災の際、本市においては、地域振興プラザと 3 カ所の指定避難所を一時待機施設として帰宅困難者の受け入れを行ったわけですが、首都直下地震時に通勤や通学で市外から本市に通われている方々を帰宅困難者として指定避難所で受け入れることになりますと、指定避難所の居住スペースの狭隘化を招き、緊迫した環境の中で、指定避難所の運営においてさまざまな問題が生じることが予測されます。また、東京都の指針における一時待機施設の考え方も踏まえまして、通勤や通学で市外から本市に通われている方々や、市外から本市を通過して別の市外に帰宅する際に本市に一時的に避難する方々の一時待機施設は、指定避難所以外の公共施設、例えば地域振興プラザ・i プラザ・健康プラザなどに設置して、食料や資機材などの備蓄を行い、広く市外も含めて公表すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 東京都の帰宅困難者対策条例は、その柱として、一斉帰宅の抑制と、一時滞在施設の確保や、家族の連絡手段などにつきまして規定されております。昨年の 3 月には実際に大震災が発生し、本市におきましても帰宅困難者が発生しておりますことから、震災時の避難所運営とあわせまして、地域防災計画の見直しの中で検討してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 検討していただけるということですので、よろしくお願いいたします。

(2)、東京都との協定により、災害時に水道水・トイレ・情報等を徒歩帰宅者に提供するコンビニエンスストア、ファストフード店、ファミリーレストラン及びガソリンスタンドなどの協力店舗——災害時帰宅支援ステーションについて、東京都や当該店舗と連携して、災害時徒歩帰宅者に対して位置情報等の周知を図るべきであると考えます。本市の現状と認識を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 市内の災害時帰宅支援ステーションは、現在、コンビニエンスストア等店舗が 25 施設、ガソリンスタンドが 4 施設、計 29 施設が、水道水の提供、トイレの使用などの御協力をいただくことになっております。この災害時帰宅支援ステーションの位置情報等の周知を図ることにつきましては、東京都のホームページで詳しくわかることから、市のホームページからリンクして活用できるように考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 市のホームページから東京都のホームページにリンクして活用できるように考えているとの御答弁でございました。東京都では東京都防災マップの携帯電話版も用意されておりますので、広く市民の皆様には災害時帰宅支援ステーションに関する情報が届くように、早期の対応をお願いいたします。

(3)、2月3日に東京都が実施した、首都直下地震を想定した大規模な帰宅困難者の対策訓練で得られた情報を市民に提供すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 東京都では、2月3日金曜日に、新宿駅・東京駅・池袋駅周辺及び臨海部で帰宅困難者対策訓練が実施されました。一般公募による 138 社、750 名を含む 1 万 600 人ほどが参加した大規模な訓練でございました。訓練の様子などはテレビのニュースや新聞で報道されましたが、この訓練結果の詳細情報がわかりましたら、広報いなぎなどで市民へ情報提供してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） よろしくお願いいたします。

(4)、中学校の父親の会などで、独自に都内から本市への帰宅困難者を想定した訓練を実施したと聞いていますが、教育委員会や消防署が連携することにより、さらに充実した実践的な訓練ができると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 昨年 10 月 8 日に、稲城市立第一中学校のおやじの会で、新宿から稲城へ徒歩で帰るといふ災害時の帰宅訓練を実施しました。参加者は、大人 12 名と中学生 2 名でございました。訓練では、杉並消防署永福出張所と調布消防署を災害時帰宅支援ステーションといたしました。市では、この訓練に際し、杉並及び調布消防署に対し事前調整を行ったところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 昨年の東日本大震災のときには、電車がとまり、道路が大渋滞したことから、多くの市民の皆様は何時間もかけて歩いて帰宅されました。この教訓

から、父親の会の皆さんが、自分たちや市外に通学する子供たちのために、帰宅困難時の実践的な訓練を実施されたものと思います。今、一中のおやじの会の事例について御答弁があったわけですが、今後につきましては、ほかの中学校においてもさらに充実した実践的な訓練ができるように、中学校や父親の会の皆さんに情報提供やアドバイスをさせていただきたいと考えます。御所見を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 情報提供やアドバイスの件ですが、第一中学校おやじの会では、新宿から4～5時間かけて第一中学校に戻ってこられ、その後に消防職員による防災講話を受けられております。市民の方々には安全を確保された中で帰宅するという前提をいたしまして、このような地震災害などに備える体験につきましては、今後、他の会の皆さんにも情報提供・アドバイスができるように努めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

(5)、庁内に（仮称）災害時帰宅困難者対策検討会を設置して、社会全体で取り組む災害時帰宅困難者対策の見直しを図るべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 帰宅困難者対策につきましては、地域防災計画の修正の中で検討してまいりたいと考えております。今後は、東京都帰宅困難者対策条例の施行に伴い、市内の事業所などを対象とした説明会や協力要請等を行ってまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 地域防災計画の修正の中で検討するとの御答弁でございました。首都直下地震を想定した上での地域防災計画の修正になりますので、実質的には抜本的な見直しになると考えます。平成24年度に新設される防災課が中心となって、全力で取り組まれることを期待しております。

項目番号3、中学校における少人数指導の加配教員の確保について伺います。

(1)、中学校における少人数指導の加配教員の現状について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 少人数指導については、学校の希望教科に応じまして、都の同意のもとで、定数に加えて少人数指導担当の加配教員が配置されております。稲城市においては、国語2名、数学6名、英語3名などが今年度配置されております。

○ 17番（大久保もりひさ君） もう少し詳しくお聞きしたいものですから、学校別の加配教員の活用状況とその評価について伺うものであります。

。

○ 教育部参事（千葉正法君） 少人数指導の加配教員の活用状況と評価でございますが、小学校では、全校で、算数で少人数指導の教員加配を行っております。一方、中学校では、第一中学校で数学と理科、第二中学校で数学と英語、第三中学校で国語と数学と英語と保健体育、第四中学校で数学と理科と英語、第五中学校で数学、第六中学校でも数学の少人数指導の教員加配を行っております。それぞれに習熟度に応じた指導などで、学力向上に向け、指導法や学習内容を工夫いたしまして授業を行い、成果を上げているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） すべての小中学校で教員加配が実施されていて、大切な指導が行われているということがよくわかりました。

(2)、少人数学級が導入されても、少人数指導の加配教員を確保するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 少人数学級が実施されましても、学習集団と習熟度に応じた指導などを行う少人数指導の継続を東京都には要望しておりまして、引き続き本制度の東京都の動向を注視していきたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 現在の少人数学級が義務標準法の改正ではなく教員の加配により措置されていることから、少人数指導の加配教員との適切な配分の議論の末に、少人数指導の加配教員が削減されるのではないかと大変危惧いたしております。少人数学級が実施されたときに、もしも少人数指導の加配教員が打ち切られてしまいましたら、現場ではどのような困った状態になることが想定されるでしょうか。また、その対策についての御所見も伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 各学校では、習熟度に応じた指導やチーム・ティーチングなどの指導形態、また指導方法を工夫した学習の実施に少なからず影響が出ることが懸念されます。対策としましては、本事業の継続を重ねて東京都に要望するとともに、各学校においては、学級内の習熟度や興味・関心に応じた学習形態、また学習指導の工夫のほか、学習の個別化が行いやすいように、ICTの活用などにつきましても研究を進めていく必要があると認識しているところです。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 実際の指導において影響が出る可能性があるということがわかりました。また、少人数指導のための教員加配が打ち切られたときの対策は、現状ではなかなか困難であるということも理解いたしました。そうすると、今後も東京都に対して、教員加配が打ち切られることがないように要請するしかないのかと思います。これは当然教育委員会でやっていただくことになるわけでございますが、今後は、私たち議員も含めまして、何とか続けてもらえるように、東京都に対して要請していきたいと考えております。

(3)、今後の指導体制について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 今後の少人数指導の体制につきましては、東京都も財政的に大変厳しい中での事業継続となっておりますので、費用対効果を考えて、学習の成果が一層高まるように、教育委員会では指導主事の授業観察や学校への助言などを一層強化できるように進めていきたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 教育委員会から教員への指導や助言が丁寧かつ適切に実施されることを期待しております。

次の質問に移ります。項目番号4、小中学校の通級指導学級について伺います。私は、以前から申し上げておりますように、すべての小中学校に校内通級指導学級を設置して、発達障害などの配慮を必要とする児童・生徒が安心して登校して、そして楽しく学校生活を送ることができるように、教育環境を整備するべきであると考えております。本日は、子供たちや保護者の皆様の立場からの質問を行うものであります。

(1)、小中学校における発達障害のある児童・生徒への支援のあり方について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） いわゆるADHDやLDなど、発達障害の児童・生徒につきましては、障害の種別や程度により、一般に通常の学級か特別支援学級かのいずれかに在籍いたします。また、通常の学級に在籍する児童・生徒の中で、週に1日程度、通級指導学級に通い、人間関係のスキルなど、専門的な指導を受けることで通常の学級での適応や学習の定着などを図ることも可能でございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 平成23年第2回定例会における私の一般質問に対しまして、将来的には東京都特別支援教育第三次計画も視野に入れながら、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級、固定学級の役割分担を明確にした重層的な支援体制を整備することができればと考えているとの教育長の御答弁でございました。私は全面的に賛成でございます。発達障害のある児童・生徒が通常の学級または通級指導学級または固定学級のどの学級を選択することが児童・生徒本人にとって望ましいのかということに対する保護者への指導やアドバイスなどについて御所見を伺うものであります。

○ 教育部参事（千葉正法君） 発達障害のある児童・生徒の学級等の選択をどのように進めるべきかということですが、就学、転学、入級それぞれの相談過程では、保護者の方もさまざまな選択肢に悩まれることが多いのが実際のところだと認識しております。したがって、医療や発達、また教育や療育など、専門家によりまして、保護者の方の御希望や発達検査等の結果、また実際の体験などの状況も踏まえまして、子供と日ごろ接している学校や園の先生方の所見なども十分参考にして、総合的に教育委員会としての見解を保護者の方にお伝えするよう努めているところでございます。また、その後、さらに必要な情報を保護者の方と共有したり、不安に対しましてさらに助言を差し上げたりするなど、面接を重ねることが重要だと認識しております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 教育委員会の対応や認識につきまして、丁寧に御答弁をいただきました。保護者の皆様はさまざまな不安を抱えた状態で就学時などの相談を受けられるわけですので、くれぐれも丁寧に保護者の皆様の心に沿った対応を行っていただきたいと思います。

(2)、小中学校全校に特別支援教室を設置し、校内通級を実施することについて、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 小中学校における特別支援教室の設置につきましては、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に位置づけられたことから、各学校の余裕教室とか相談室などを活用いたしまして、保護者の御承諾の上で、いわゆるクールダウンとか補充的な学習などの取り出し指導などが必要な場合には、全校で実施していけるように準備を進めていきたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 校内通級の教室が全校に設置できるように準備を進めるという御答弁でございました。早期の実現を期待いたしております。

(3)、小中学校全校に特別支援教室を設置する際の教室の整備について、市の見解を伺います。

○ 教育部長事務取扱教育長（小島文弘君） 東京都では、現在の通級指導学級における諸課題の改善を図り、より多くの特別な支援を必要とする児童・生徒が適切な指導と支援を受けることができる体制の整備に向け、従来の子供が動くシステムから教員が動くシステムへの転換を図る特別支援教室構想を掲げ、4自治体をモデル地区に指定して、平成24年度から3年間、特別支援教室モデル事業を実施することとしております。モデル事業では、小学校3校に1校の拠点校を設置し、拠点校1校につき2人の教員を配置して巡回指導を行うことにより、諸課題の検証やガイドラインの作成などを行うとされております。特別支援教室につきましては、このモデル事業を行った上で、平成28年度から本格実施する方向とのことです。教室の整備に際しましては、ガイドラインなどを踏まえ、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今後の小中学校の大規模改修や建てかえ、増築について、特別支援教室の設置を視野に入れた設計を行う必要があると考えますが、現在発表されている小中学校の改修等の計画においては、特別支援教室のことは既に織り込み済みであると理解してよろしいのでしょうか。御所見を伺います。

○ 教育部長事務取扱教育長（小島文弘君） 特別支援教室の施設整備の詳細につきましては、今後示される予定のガイドラインなどを踏まえた対応となりますが、現在進めております第一小学校旧校舎建てかえ等工事基本設計や（仮称）南山小学校新築工事基本設計におき

ましては、教育上特別な支援を必要とする児童への指導ができる教室スペースを確保する内容で設計を進めております。また、現在実施設計を進めております稲城第七小学校の大規模改修工事におきましては、ホール等を普通教室にしつらえる改修を先行して行い、大規模改修の際の仮教室として使用した後に教室として使用する予定ですので、同様に教室スペースの確保を図ることができるものと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 既に発表されている一小と（仮称）南山小学校と七小については、特別支援教室が確保できる設計であるとの御答弁でございました。未発表の小中学校における特別支援教室の確保につきましては、時期をとらえて確認・指摘をさせていただきます。

(4)、小中学校全校に特別支援教室を設置する際の教員の配置について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 特別支援教室を担当する教員の配置につきましては、将来的には東京都から拠点校に教員が配置されると考えておりますが、稲城市では当面は特別支援の指導補助員の活用を図っていきたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 当面は特別支援指導補助員の活用により対応するとの御答弁でございました。東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画で述べられています通級指導学級教員による特別支援教室への巡回指導がすべての小中学校で実施されるようになれば、特別支援教室の担当教員などの配置が実施されまして、発達障害のある児童・生徒に対する支援が格段に拡充されると考えますが、それまでの期間にどのような支援や対応を行うかは、本市の教育委員会とすべての小中学校の教員の方々の双肩にかかっていると思います。そこで、例えば発達障害のある児童・生徒の個別支援計画を学級担任に任せてしまうのではなく、各学校において個別支援計画を着実に実施するための会議を開くことや、発達障害のある児童・生徒の情報を共有するための情報シートの作成を行うことなどが考えられると思います。また、保護者の方々には相談支援ファイルを作成していただいて、学校側が必要と考える内容と保護者のそれとのすり合わせを行っていただき、信頼関係を深めつつ特別支援教育の効果を上げていくことなどが考えられます。そして、教育委員会は、特別支援教育コーディネーターなどによる各学校を支援するための巡回指導を行えばよいのではないのでしょうか。御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の実現までの間に、御指摘のあった各学校における校内委員会での協議とか、保護者との信頼関係の深まりというものなどについては、今後、特別支援教育をさらに充実させるためには非常に重要な要素であると認識しております。そのためにも、専門性のある特別支援教育コーディネーターなどが学校の巡回を一層充実させて、教室で授業を見せていただいたり、担任の先生の相談に応じたりするような体制を構築して、校内委員会での事例検討など、そういった場で

持てる力を十分発揮できるようなことが次の課題だと考えております。今後、これまで以上に巡回相談に力点を置いて、充実させていきたいと考えているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 平成 24 年度は、教育委員会の巡回相談に力を入れて取り組んでくださるとの御答弁でございました。各学校の校内委員会における協議や保護者との信頼関係がさらに深まるように、積極的な取り組みをお願いいたします。

項目番号 5、矢野口根方のゲリラ豪雨対策について伺います。南山東部土地区画整理事業に伴い、多 7・4・5 号線内に敷設される雨水本管を活用した矢野口根方のゲリラ豪雨対策について伺います。

(1)、矢野口根方の本郷根方通り付近の側溝の勾配調査の結果について伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 根方地区の雨水調査でございますが、矢野口根方地区の本郷根方通り周辺は、台風や集中豪雨時にはたびたび道路冠水が発生する状況から、冠水の解消を図るため、昨年 5 月から 11 月にかけて、約 13 ヘクタールの周辺流域について調査を実施いたしました。

内容といたしましては、本郷根方通り周辺の地形について、高低差の測量を行い、現状での雨水排水の流下能力の検証を行ったところ、矢野口 2870 番地付近の本郷根方通りと市道第 221 号線の交差点周辺に雨水が集中することになり、道路冠水が発生することが明らかになりました。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今、本郷根方通りの道路冠水が予測される場所について御答弁がございましたが、その場所における今後の雨水対策につきまして、御所見を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 今回の調査結果を踏まえまして、根方地区の雨水対策といたしましては、新たに整備する多 7・4・5 号線内に敷設される雨水管に根方地区の一部の雨水を取り込み、現状の用水路への雨水流入の軽減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 稲城大橋と南山東部土地区画整理事業地内を結ぶ多 7・4・5 号線内に敷設される雨水本管に周辺の用水路や側溝などを接続することにより、この地域の用水路があふれる可能性は低減されると考えてよろしいのでしょうか。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 多 7・4・5 号線内に敷設する雨水管に周辺の水路や側溝等の雨水排水も接続することが可能でございますので、根方地区の用水路があふれることなく、冠水の低減が図られると考えているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 多7・4・5号線内に敷設する雨水本管に周辺の用水路や側溝等を接続することにより、根方地区における冠水の低減が期待できるとの御答弁でございました。

(2)、現在は、南山東部土地区画整理事業地内の降雨が土砂を伴い本郷根方通りにまで流れ出ていますが、区画整理事業の完了後は、この地域に排水が流れ込まないように、計画策定するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部参事（榎本佳則君） 京王線周辺及びがけ下の南山東部土地区画整理事業区域の雨水排水につきましては、現在、本郷根方通りの側溝や本郷用水堀から三沢川へ排水しており、大雨の際には、雨水処理だけでなく、崩落した土砂が流出することなどへの対応がこの地域の課題となっております。今後は、当該土地区画整理事業により、土砂が流出した傾斜地は平坦な宅地に整地され、区域内の雨水排水については、幾つかの排水区に分け、計画的に整備される調整池、雨水管を経て三沢川へ排水されることとなります。また、根方地域へ排出する区域につきましては、多7・4・5号線とは別に第三中学校西に新たに整備した雨水管を経て三沢川に排水することで、こうした既存地域に対する課題の解消、防災性の向上を図る計画としております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今までの御答弁を総合しますと、多7・4・5号線内に敷設される雨水本管の完成と南山東部土地区画整理事業の完了後は、そのダブルの効果によって、この地域の用水路があふれる可能性、道路が冠水するという可能性はかなり低減されると考えてよろしいのでしょうか。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 今御答弁いたしましたように、現状では、南山東部地区の一部の雨水が流入してしまっていて、根方地区の冠水の原因の一つにはなっておりますが、南山東部地区の整備によりましてこれらの雨水流入の抑制が図られるため、多7・4・5号線の整備とあわせまして、現在ある周辺の雨水も取り込めますので、大雨によります用水路があふれる可能性は低減すると考えているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） よくわかりました。多7・4・5号線に関連する事業や南山東部土地区画整理事業が計画どおりに進捗することにより、矢野口根方地区におけるゲリラ豪雨時の冠水のリスクが大きく低減するときに一日も早く訪れることを期待しております。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。